

バス送迎に当たっての 安全管理の徹底等について

- 1 所在確認や安全装置の装備の義務付け
- 2 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン
- 3 補助金



「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」資料より一部抜粋

所在確認や安全装置の装備 の義務付け

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

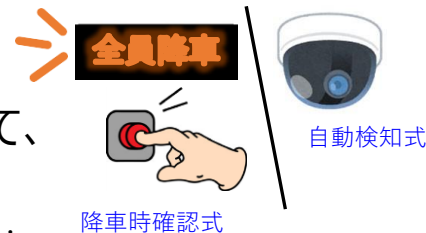
1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認

② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、
降車時の①の所在確認



※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公布）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、
代替措置で可

令和5年4月1日

令和6年4月1日

<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

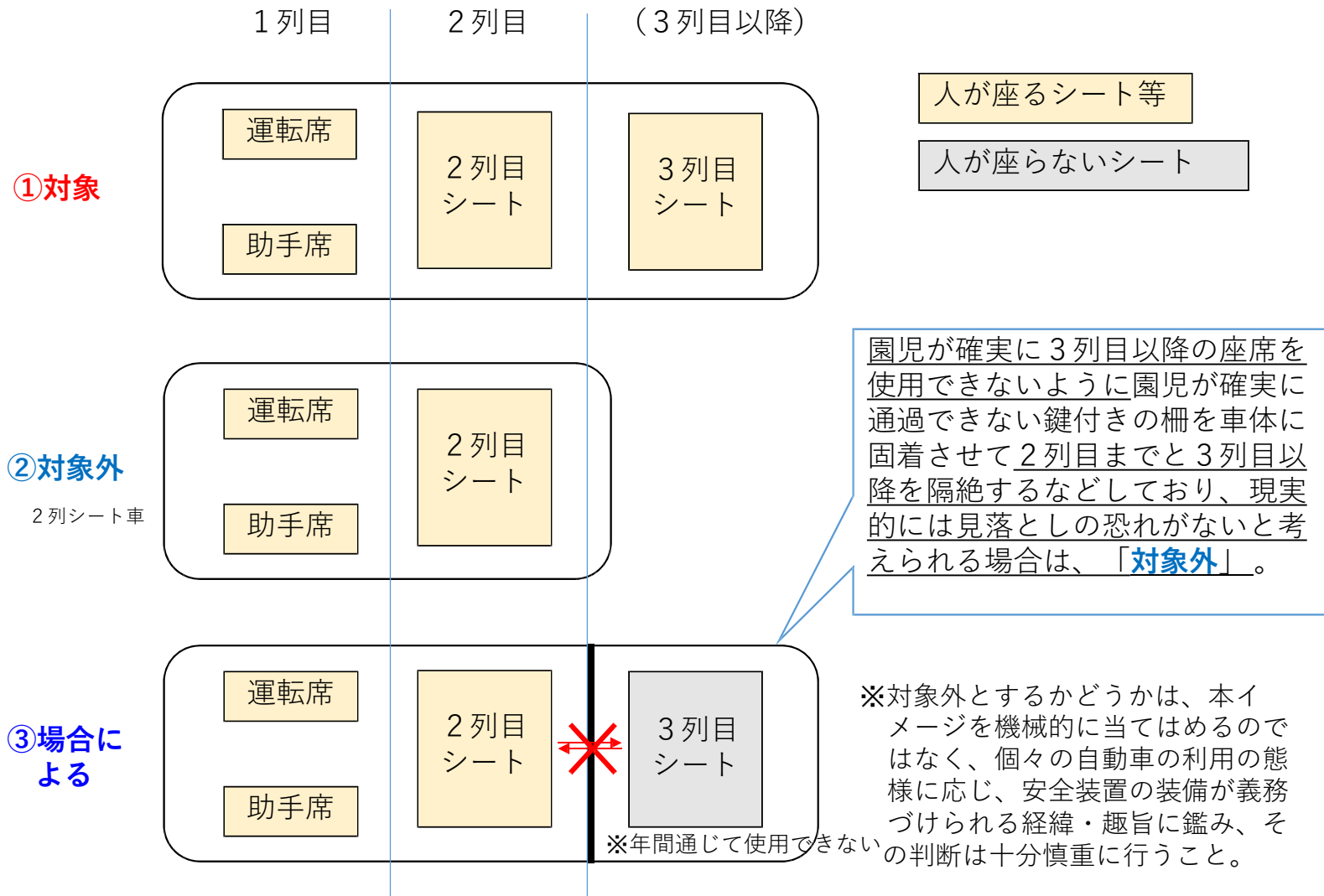
義務付けの対象事業所

○乗降者の際の所在確認は、
すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設が義務付け対象

○送迎用バスへの安全装置の装備は、
①児童発達支援センター ②児童発達支援事業所
③放課後等デイサービス事業所 が義務付け対象

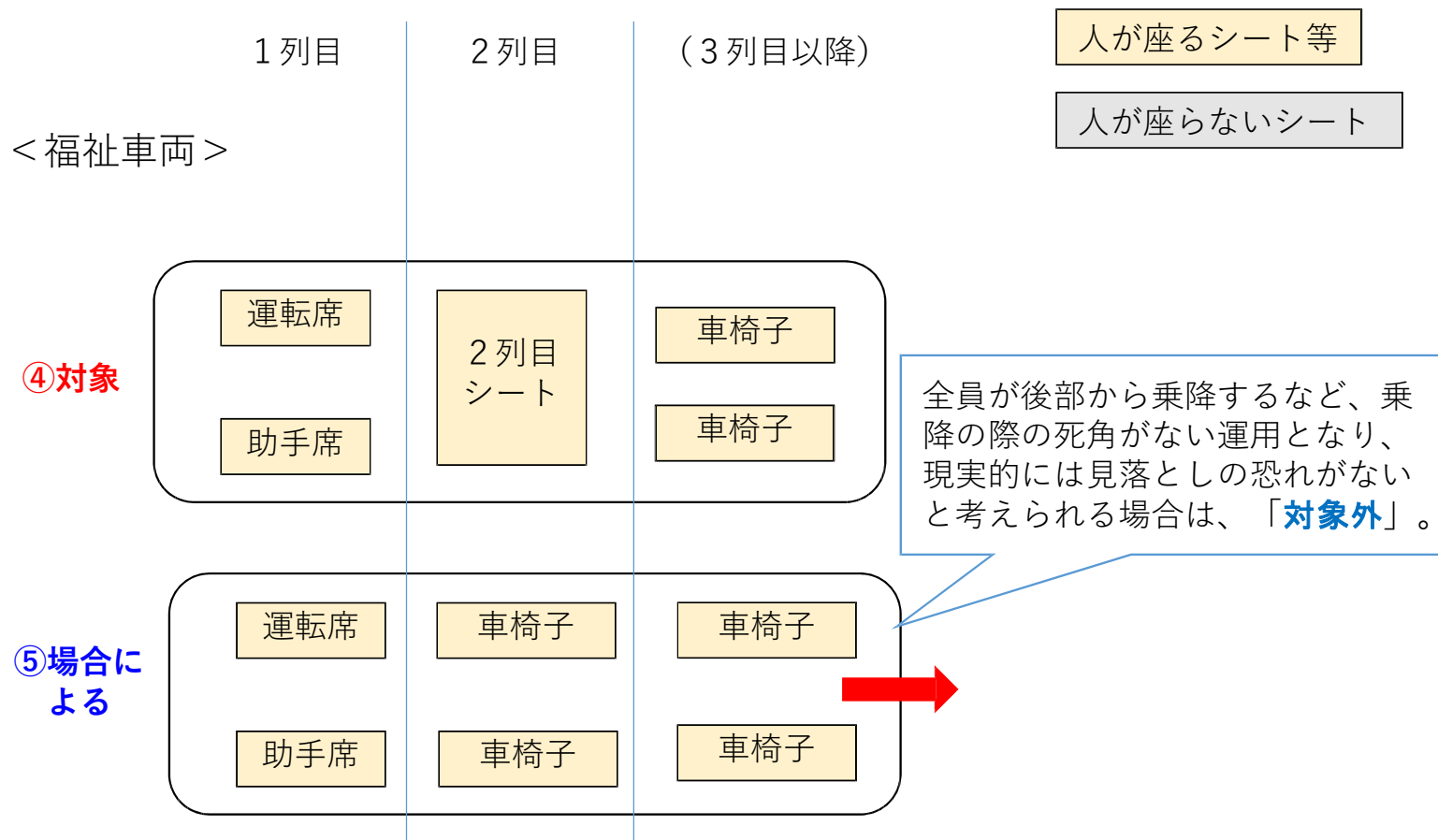
事業所種別	所在確認	安全装置の装備
① 児童発達支援センター	○	○
② 児童発達支援	○	○
③ 放課後等デイサービス	○	○
④ ①～④以外の障害児通所支援	○	×
⑤ 障害児入所施設	○	×

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



※年間通じて使用できない

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

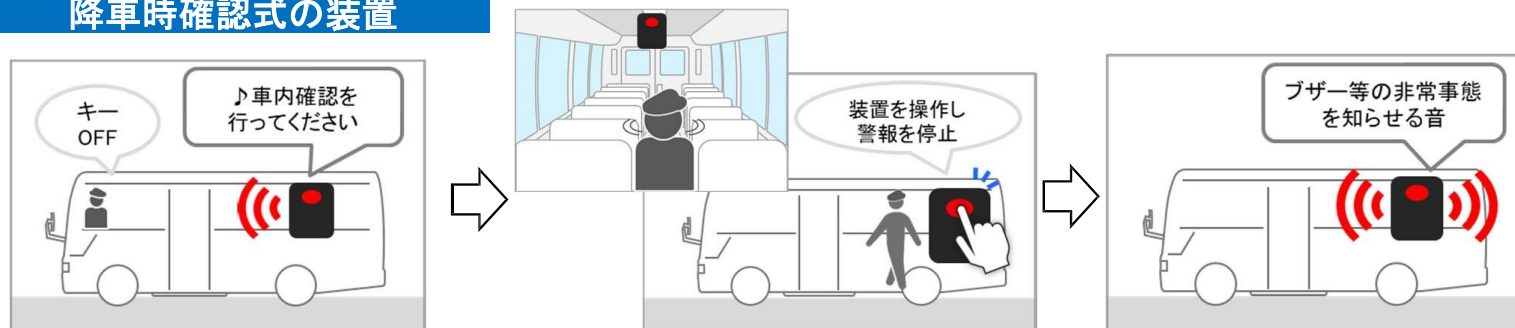


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

送迎用バスの置き去り防止 を支援する安全装置の ガイドライン

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

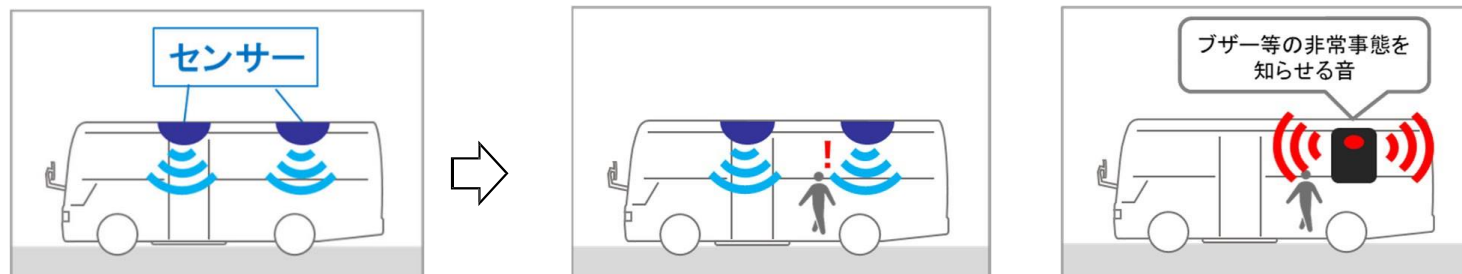


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



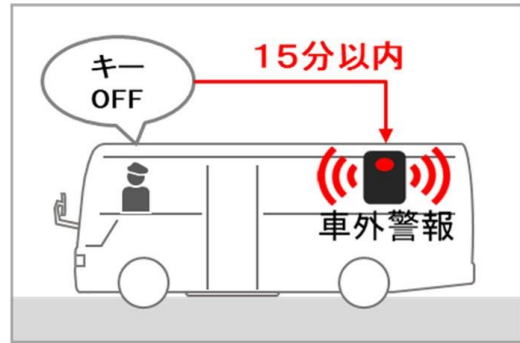
エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知**を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

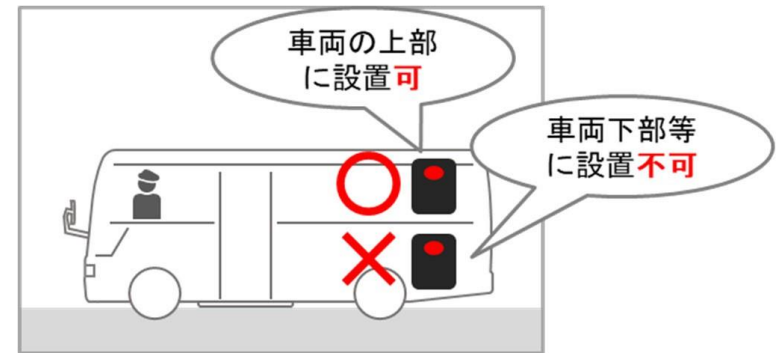
ガイドラインにおいて規定された主要要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

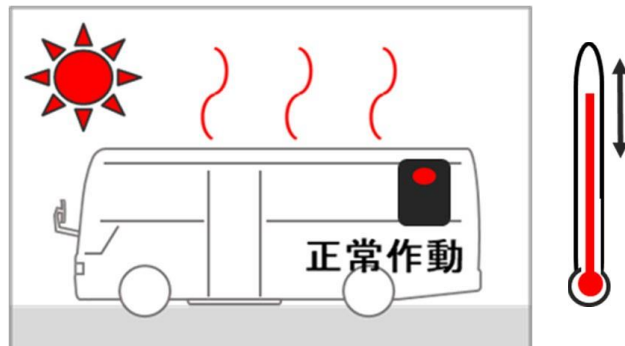
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

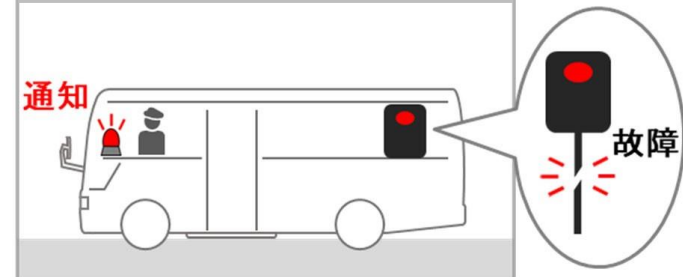


- ③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



送迎用バスの置き去り防止を支援する 安全装置リスト

- ガイドラインへの適合が確認された製品について、こども家庭庁がリストを作成し、HP上で公開しています。

<こども家庭庁HP>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list>

※「こども家庭庁 安全装置 リスト」で検索すると出てきます。

設置する安全装置は、リストに記載の製品とすること。

補助金

○ 令和4年度(2022年度)(こどもの安心・安全対策支援事業補助金)と令和5年度(2023年度)(子ども安全安心対策事業補助金)に補助事業を行いました。令和6年度(2024年度)は補助事業実施予定はありません。

○ 新規に送迎車両(3列シート以上の自動車)を運行する場合は、事業所負担で安全装置設置をお願いします。

○ 令和5年度(2023年度)の補助金を申し込んでいて、事業完了が未済の場合は、令和6年3月31日までに事業完了(購入・設置・支払すべて)をお願いします。

※交付申請・概算払請求・実績報告等は、別途メールで依頼します。

まとめ

まとめ

1 所在確認や安全装置の装備の義務付け

- ・令和5年4月1日から義務化
- ・安全装置義務化の対象は、3列以上シートのある送迎車（バス以外も含む）
- ・安全装置は令和6年3月31日まで経過措置期間のため、令和6年4月1日から完全義務化。設置していない場合は早急に設置すること。

2 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

- ・ガイドラインに適合した安全装置はこども家庭庁HPにてリスト公開

3 補助金

- ・令和6年度（2024年度）の補助事業実施は予定されていないため、事業所負担で安全装置を設置すること。
- ・令和5年度（2023年度）の補助金を申し込んでいる場合は、購入・設置・支払を年度内に必ず終わらせること。